

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年3月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第6号

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四條堰水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第19条（略）</p> <p><u>（使用水量の認定）</u></p> <p><u>第19条の2 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に掲げる水量により行う。</u></p> <p><u>（1）前年同期間の使用水量</u></p> <p><u>（2）前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量</u></p> <p><u>（3）前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量</u></p> <p><u>（4）前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量</u></p> <p><u>2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でないと認められるときは、その都度最善な方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>（料金等の減免）</u></p> <p>第24条 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除（以下「減免」という。）</p>	<p>第19条（略）</p> <p><u>（漏水に係る料金の減免）</u></p> <p>第24条 企業長は、使用者の善良な管理をもってしても防ぐことのできなかつた給</p>

は、次の各号のいずれかに該当するとき
にできるものとする。

(1) 条例第23条第1項に規定する善良
な管理者の注意をもって給水装置が管
理されていたにもかかわらず、不可抗
力により漏水が発生したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、企業
長が公益上その他特別の理由があると
認めるとき。

2 前項第1号の規定により減免を受けよ
うとする者は、給水装置の修繕を行った
後、企業長が別に定めるところにより申
請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項第
1号に係る料金等の減免に関し必要な事
項は、企業長が別に定める。

水装置からの漏水については、条例第44
条の規定に基づき、別に定める基準によ
り料金を減免するものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。